

議案第8号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市手数料条例の一部を改正する条例

加西市手数料条例（昭和42年加西市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中 39 の項を 40 の項とし、38 の項の次に次のように加える。

39	介護保険法関係手数料 （事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。）	指定地域密着型サービス事業者 （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。）の指定の申請に対する審査	（指定申請） 1 件につき 20,000円 （指定更新） 1 件につき 10,000円
		指定地域密着型サービス事業者 （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。）の指定の申請に対する審査	（指定申請） 1 件につき 30,000円 （指定更新） 1 件につき 15,000円
		指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	（指定申請） 1 件につき 14,000円 （指定更新） 1 件につき 7,000円
		介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）指定事業者の指定の申請に対する審査	（指定申請） 1 件につき 14,000円 （指定更新） 1 件につき 7,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（第 1 号事業指定事業者指定申請手数料等の特例）

2 平成 30 年 3 月 31 日までに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定による指定を受けた事業者が、当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス事業と同種の事業であつて、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業のうち介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に相当するものを行うため、法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による第 1 号事業を行う者の指定の申請又は法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による第 1 号事業を行う者の指定の更新の申請を行うときは、平成 30 年 3 月 31 日までに行われる申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正後の加西市手数料条例別表 39 の項の規定にかかわらず、徴収しない。

(審議資料)

介護保険法の一部改正により「地域密着型通所介護」が創設され、平成 28 年 4 月 1 日より指定・指導監督権限が兵庫県から市に移譲された。県は、介護保険サービス事業所等の新規指定・指定更新申請の審査に対し手数料を徴収し、事業者に負担を求めていることから、県の手数料額に準じて当該審査の手数料額を定めるもの。

【概 要】

事業の種類	指定申請 (1 件当)	指定更新 (1 件当)
指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。）の指定の申請に対する審査	20,000円	10,000円
指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。）の指定の申請に対する審査	30,000円	15,000円
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	14,000円	7,000円
介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号事業）指定事業者の指定の申請に対する審査	14,000円	7,000円